

第 8 回研究会における主な御意見とその対処方針（案）
（L 学術研究，専門・技術サービス業（第 2 回））

1 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針（案）
1	<p>○ 不動産鑑定業のサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「不動産鑑定評価サービス」には、公的不動産鑑定評価サービスと、民間不動産鑑定評価サービスがあるが、原案では区分していない。このままでよいか、両者を区分すべきか。 → 両者の用途が異なり、産出先も異なるため、区分すべきである。 → 既存の統計では把握できていないため、調査で回答できない可能性がある。 	<p>○ 国土交通省に確認したところ、不動産鑑定業者が、毎年、国土交通省に提出する事業実績報告書では、大きく以下の区分で報告しているため、これに沿った分類に修正したい。</p> <p>（統合）不動産鑑定評価及び関連サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産鑑定評価サービス（公的土地評価、その他の隣接・周辺業務を除く） ・ 公的土地評価サービス ・ その他の不動産鑑定評価の隣接・周辺業務サービス
2	<p>○ 「その他の専門サービス業」に含まれる生産物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他の専門サービス業」に入る生産物の金額が大きくなり過ぎるのはよくない。一定の量的基準を設けるか、定義できるものは最下層で項目を設定してはどうか。 → 「専門サービス」が何を指すか紛らわしいということもあり、定義できるものは最下層又は統合分類として設定する方向で検討したい。 	<p>○ 統合分類として「その他の専門サービス」を設定し、最下層として設定できる生産物を、日本標準産業分類 7299「その他の専門サービス業」の範囲に入る業態をもとに検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、「その他の専門サービス業」の内容例示には、既に検討対象となっている投資顧問業（証券・商品投資を除く）を除くと以下の 5 業種が掲示されているので、以下にそれぞれの検討結果を示す。 <p>①鑑定業→「鑑定サービス」を設定。 定義：動産の鑑定を行い、その経済価値の評価や真贋の判定を行うサービス。不動産鑑定、運輸に附帯する鑑定（例：船積貨物鑑定）、特許・実用新案・意匠又は商標に関する鑑定、及び動産の買い取りと一体となっている鑑定を除く。</p> <p>②司会業→「司会サービス」を設定。 定義：結婚式・講演・式典など各種催し物における司会を行うサービス。</p> <p>③計理士事務所→計理士事務所固有のサービスは設定しない。 計理士制度は既に廃止されており、昭和 42 年 3 月 31 日時点で計理士名簿に登録していた者のみ名称使用が認められているだけである。加えて、第 155 回国会における「計理士に対する公認会計士資格の付与に関する請願」の要旨によると、計理士の呼称を用いる者</p>

の平均年齢は、平成 14 年時点で 80 歳を超え、人数は 100 名不足であったため。

④ コピーライター業→コピーライター業固有のサービスは設定しない。

コピーライターによるサービスは多くが広告制作の過程に含まれると考えられるため、G 情報通信業において、広告制作業のサービス中に含める方向で検討をする。

⑤ 海事代理士業→「海事代理士事務サービス」を設定。

定義：他人の委託により、行政機関に対して、海事関係諸法令の規定に基づく申請、届出、登記、又はこれらの手続きに関する書類の作成などを行うサービス。

- ・ 過去の照会結果などから次の生産物を新たに「その他の専門サービス」の最下層として設定する。

⑥ 「介護支援サービス」

定義：ケアプランの作成及びケアプランに沿って介護サービスを実施する事業所との連絡、調整などを行うサービス。

⇒ただし、医療福祉と密接な関係があるため P とし、P 医療、福祉の議論を踏まえて検討を行う。

⑦ 「知的財産権及びその他の権利の取引サービス」

定義：知的財産権及びその他の権利の売買等の仲介や取得及び販売（転売）などを行うサービス。

- ・ 最下層の「その他の専門サービス」は「他に分類されないその他の専門サービス」に変更する。また、その内容例示として「特許庁が行う産業財産権の出願審査・登録・審判等」を記載する。

○ 以下の 2 つの生産物は、その他の専門サービス業によるサービスに含まれると考えられるが、その内容を鑑み、統合分類として設定する。

⑧ 「認証・評価サービス（大学等認証評価サービスを除く）」

定義：主に事業所や企業の求めに応じて、一定の基準に基づき事業所、企業に対する審査や評価を行うサービス。及び、審査対象が当該基準を満たしている場合、その認証などを行うサービス。

		<p>ス。</p> <p>内容例示：ISO マネジメントシステム規格の審査、JIS マークの認証、 プライバシーマークの審査、福祉サービス第三者評価</p> <p>⑨「<u>資格・能力評価試験サービス（入学検定等サービスを除く）</u>」</p> <p>定義：主に個人を対象に資格の付与や能力評価を行うための試験を実施するサービス。及び、合格者への資格の付与や受験者への能力評価書などの発行を行うサービス。ただし、入学試験などの学校教育における試験を除く。</p> <p>内容例示：日本漢字能力検定、TOEIC</p>
3	<p>○ 「土木建築サービス業」に含まれる生産物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設計は、比較的データを持っている業界なので、公的、民間なども項目として設定してよいのではないか。 → 現状、コモ法では公的と民間を分けておらず、区分する意味は何かを考える必要があるが、分けられるのであれば、SUTにとっては有用かもしれない。 → 公的と民間で設計監理料が違うかどうか、また、区分するニーズがあるかを確認して検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 測量業、地質調査業については、毎年度、国土交通省に報告する事業実績報告において、「官公庁」と「民間」を区分して報告しているため、それぞれ最下層で公的と民間を区分することとする。 ○ 主に土木建築設計サービスを提供する建設コンサルタント業については、毎年度、国土交通省に報告する事業実績報告において、「国内（官公庁）」、「国内（民間）」、「海外」別に区分されているため、これらの3区分を最下層分類とする。 なお、名称も「土木設計及び関連サービス」から「建設コンサルタントサービス」に変更する。 ○ いわゆる「建設関連業」には、測量業、地質調査業、建設コンサルタント業のほかに、補償コンサルタント業も位置付けられており、業界団体へのヒアリングでは、建設コンサルタント業者が副業として測量や補償コンサルタントも行っているとのことであった。このため、「補償コンサルタントサービス」を新たに追加する。 ○ 建築設計業については、建築士法に基づく業務報告においては、明確に官公庁と民間を区分することにはなっていない。 業界団体へのヒアリングでは、一般的な設計事務所における売上の会計上の区分としては、「設計」、「工事監理」、「その他」であるとしている。また、戸建住宅、共同住宅、非住宅等の別については、これらの区分で売上を把握しているわけではないが、概ねの売上割合としては把握できるのではないかとしている。 したがって、建築設計及び関連サービスについては、統合分類は1本とし、最下層分類で「戸建住宅」、「共同住宅」、「非住宅」に区分するこ

		ととする。
4	<p>○ 「写真撮影サービス」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般消費者向け写真撮影サービス」について、結婚を区分するなら、葬儀なども考えられ、きりが無い。また、SNAの観点から区分する必要性を感じないため、最下層も一般消費者向け写真撮影サービスのみでよいのではないか。 → 自動証明写真機の金額を把握できるという意味で、「証明写真撮影サービス」は項目として設定してもよいのではないか。 → 「結婚式写真撮影サービス」は、写真館が直接個人と契約する場合と、下請として元請業者と契約する場合があります、「結婚式写真撮影サービス」を一般消費者向け写真撮影サービスの最下層として設定する場合はいずれも一般消費者向けサービスとなるが、設定しない場合は下請のケースは事業者向けサービスに分類される場合も考えられ、統合分類で調査する場合と最下層で調査する場合で集計結果が異なることになるおそれがある。 	<p>○ 写真業の分類については以下のとおり再整理を行うこととする。 (統合分類) 写真撮影サービス (商業写真撮影サービスを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明写真撮影サービス ・結婚式写真撮影サービス ・学校写真撮影サービス ・その他の写真撮影サービス <p>(統合分類) 商業写真撮影サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業写真撮影サービス <p>・ 原案の統合分類「一般消費者向け写真撮影サービス」は、「写真撮影サービス (商業写真撮影サービスを除く)」に修正し、一般消費者向けと事業者向けの混在型の概念とする。</p> <p>・ 「証明写真撮影サービス」は、一般消費者向けとし、自動証明写真が含まれることを明示するため、定義を「パスポート用など様々な形式での証明写真撮影サービス。自動証明写真撮影機による撮影サービスを含む」へ修正する。</p> <p>・ 原案の「子ども写真撮影サービス」は削除し、「その他の写真撮影サービス」に含める。</p> <p>・ 「学校写真撮影サービス」は、原案において事業者向けとしていたが、学校を通じて一般消費者が購入するケースもあり得ることから、「結婚式写真撮影サービス」と同様に混在型の生産物とする。</p> <p>・ 原案の統合分類「事業者向け写真撮影サービス」は「商業写真撮影サービス」に修正し、最下層も同名の生産物1本とする。</p>
5	<p>○ 通訳業と労働者派遣サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 通訳業について、通訳会社は、契約している通訳士を派遣するという労働者派遣サービスが主業となっている可能性がある。 	<p>○ 通訳会社に電話ヒアリングを行ったところ、売上は、労働者派遣事業法に基づく通訳・翻訳者の派遣 (労働者派遣サービス) と、請負などの労働者派遣事業法に基づかない契約による通訳の提供 (通訳サービス) に分けて回答することが可能との回答を得た。通訳サービスと労働者派遣サービスによる売上は大体同じ程度とのことであった。</p> <p>したがって、通訳会社では、通訳サービスと労働者派遣サービスの双方が行われており、かつ区分可能とのことであったため、<u>左記の論点</u>による分類の修正は行わないこととするが、名称に「(派遣サービスを除</p>

		<p>く)と追記する。</p> <p>労働者派遣サービスに相当する分類項目として設定した「外国語人材派遣サービス」については、Rサービス業での労働者派遣サービスについての議論を踏まえて検討したい。</p>
6	<p>○ 通訳と通訳案内士のサービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 通訳と通訳案内はサービスの質も違う上、通訳案内サービスが完全に輸出向けであるのに対して、通訳サービスは会議通訳なども含むので、分けられるなら両者を区分すべきである。 	<p>○ 以下の理由から、通訳案内サービスを切り出して売上を把握することは困難であると考えられるため、<u>通訳と通訳案内の区分は行わないこと</u>としたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人旅行者に対する通訳案内サービスについては、企業や関係団体、自治体のwebサイトを通じた仲介サービスによるものと、人材派遣会社による派遣事業を通じて行われているものがある。 仲介サービスについては、企業が仲介する場合は、その企業が料金のやりとりに関与すると思われるため、統計調査による把握可能性もあり得るが、関係団体や自治体が仲介する場合は、仲介サービス自体は無料であり、料金のやりとりは通訳案内士等と外国人旅行者の間で直接行われることが一般的であることから、統計調査による把握可能性は低いと考えられる。 また、通訳会社に電話ヒアリングを行ったところ、当該通訳会社では、通訳案内サービスの提供や通訳案内士等の派遣サービスは行っていなかった。 一方、人材派遣会社によるものは、労働者派遣サービスに含まれ、別途、労働者派遣業の議論を踏まえて検討する。 したがって、統計調査における通訳案内サービスの把握可能性が低いことから、通訳と通訳案内の区分は行わないこととする。

2 研究会後に寄せられた御意見

特になし

3 研究会後に新たに得られた情報等

	御意見	対処方針（案）
7	<p>○ 製図サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体へのヒアリング結果によると、原案において建築設計や機械設計に係る製図のみを請負うサービスとして設定している「製図サービス」については、これのみを単独で行う事業所はほとんどないとのことであった。 一方で、地図調製業といわれる地図や地理情報の作成を主業とする事業者があり、これらの事業者が生産するサービスを設定すべきではないかとの意見があった。 	<p>○ 原案において設定されている「製図サービス」は生産物分類としての設定を見送り、原案において「地理情報作成・提供サービス」としてしているものを「地図・地理情報作成・提供サービス」に名称変更し、定義の一部も修正する。</p>

4 他の個別検討分野からの検討課題

	御意見	対処方針（案）
8	<p>3. 「L 学術研究、専門・技術サービス業」で検討する必要があると考えられる生産物について</p> <p>(1) 「鉱物探査」は、JSIC 上は「鉱業、採石業、砂利採取業」の活動に含まれているが、そのサービスの内容は、鉱物採掘のための調査・コンサルティング業務であり、実際の採掘にかかる鉱業の他の活動とは性格が異なるため、例えば、本分類に属する「専門・技術サービス業」の生産物の一つとして整理することも考えられるのではないか。</p>	<p>○ ご意見を踏まえ、「鉱物探査・評価サービス」を土木建築サービス業の生産物のひとつとし、知的財産関連生産物の「知的財産のオリジナル」として設定する。現状は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構への政府の委託による調査費が該当するものと考えられる。</p> <p>なお、鉱物探査は、JSIC 上「鉱業、採石業、砂利採取業」の活動に含まれているが、JSIC における取扱いについては、平成 31 年度以降に検討を行う。</p>
9	<p>(2) 今回の第二次原案に含まれている「特許事務」や「知的財産権の使用許諾」と関係の深い「特許特別会計」にかかる生産物は、今回の分類には含まれてはおらず、他方、それに対応する産業は JSIC にも明示的に示されていないので、生産物分類の議論から抜け落ちてしまうのではないか。</p> <p>また、このような JSIC に明示的に分類のない生産物については、同様の問題が発生する可能性があるため、取扱の方針を整理すべきではないか。</p>	<p>○ 「特許特別会計」に係る生産物は、統合分類「その他の専門サービス」の最下層「他に分類されないその他の専門サービス」に含むものとして整理し、内容例示に記載した（前記 2 参照）。</p>